

## 令和7年度春日井市介護認定審査会連絡会議議事録

1 開催日時 令和8年2月19日(木) 午後2時～午後3時30分

2 開催場所 文化フォーラム春日井 2階会議室A B

3 出席者

(1) 委員 春日井市介護認定審査会委員 29名

(2) 事務局 健康福祉部介護・高齢福祉課

課長 西川 和範

課長補佐 鵜飼 日出美

担当主査 各務 有美

主任 川本 しのぶ

主任 森田 千裕

保健師 西尾 慶子

4 傍聴者 なし

5 議題

(1) 春日井市の要介護認定状況及び春日井市介護認定審査会審査判定等  
実施状況について

(2) 春日井市介護認定審査会委員アンケート結果について

(3) 春日井市における簡素化要件について

(4) 春日井市の簡素化拡大の提案について

(5) その他

アンケート実施時に寄せられたご質問及び事務局に対しての要望について

## 6 会議資料

- (1) 令和7年度春日井市介護認定審査会連絡会議次第
- (2) 資料1 春日井市の要介護認定状況及び春日井市介護認定審査会審査判定等実施状況
- (3) 資料2 春日井市介護認定審査会委員アンケート結果
- (4) 資料3 春日井市における簡素化要件
- (5) 資料4 簡素化拡大の提案
- (6) 資料5 アンケート実施時に寄せられたご質問及び事務局に対しての要望について

## 7 内容

- (1) 介護・高齢福祉課長あいさつ
- (2) 会議の公開及び議事録の作成方法  
春日井市附属機関等の公開に関する基準に基づき公開することとした。  
議事録については要点筆記とし、その確認手続き及び署名については、  
会長及び会長から指名した委員が行うこととした。
- (3) 議長について  
春日井市介護認定審査会連絡会議要綱第4条第1項及び第2項の規定  
に基づき議長は福田会長とした。
- (4) 議事  
**議事1 春日井市の要介護認定状況及び春日井市介護認定審査会審査判定等実施状況について**  
**【議長】**  
春日井市の要介護認定状況及び介護認定審査会審査判定等実施状況について、事務局に説明を求めた。  
**【事務局】**  
資料1に基づき説明。

**【議長】**

本件について、質疑等はあるか。

**【大野委員】**

二次判定での一次判定変更率について、全国平均に近づくことが望ましいと市は考えているとの認識で相違ないか。

**【事務局】**

令和5年度、国より当市の重度変更率が愛知県内において顕著に高いとの指摘を受けた。重度変更の理由が病状等不明確な状況があったことから、令和6年度連絡会議において、重度変更を行う際は具体的な介護の手間を理由とするよう周知を図った。本件は、その後の経過および結果に関する報告である。

**【議長】**

他に質疑等はないか。

**【委員】**

なし。

## **議事2 春日井市介護認定審査会委員アンケート結果について**

**【議長】**

春日井市介護認定審査会委員アンケート結果について、事務局に説明を求めた。

**【事務局】**

資料2に基づき説明

**【議長】**

質疑等はないか。

**【委員】**

なし。

## **議事3 春日井市における簡素化要件について**

**【議長】**

春日井市における簡素化要件について、事務局に説明を求めた。

【事務局】

資料 3 に基づき説明。

【議長】

質疑等はないか。

【委員】

なし。

#### 議事 4 春日井市の簡素化拡大の提案について

【議長】

春日井市の簡素化拡大の提案について、事務局に説明を求めた。

【事務局】

資料 4 に基づき説明。

簡素化の条件が当てはまる事例のうち、事務局として要介護度及び有効期間について、振り分けを必要とする要支援 2・要介護 1 を除く「要支援 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5」に拡大し、有効期間は一律 48 か月を提案する。

【議長】

事務局からの提案について、意見はあるか。

【委員】

(特になし)

【議長】

田内委員より意見を求める。

【田内委員】

他市町村において、7つの市で要支援 2・要介護 1 以外の要介護度で簡素化を実施しているが、支障なく実施できているか。

【事務局】

聞き取りをした市では、問題なく実施できていると確認している。

【議長】

他に意見はないか。

**【委員】**

なし。

**【議長】**

本件について、他に意見はあるか。

**【大野委員】**

懸念事項として、有効期間の長期化が被保険者の不利益につながらないか危惧される。一律に有効期間を 48 か月と設定することの是非について伺いたい。

**【事務局】**

有効期間を一律 48 か月とすることは事務局案としての提示である。委員各位において、一律 48 か月の設定に支障があるとの判断であれば、代替案等の提案を願いたい。

**【議長】**

私見ではあるが、審査件数の削減を図るべきと考える。急激な状態変化が生じた場合等は区分変更申請が可能であるため、あえて短期間に設定する必要性は低いものとする。

**【議長】**

異議なしと認め、事務局提案のとおり決定する。

簡素化の要件として要支援 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5、有効期間は 48 か月に拡大する。

**【事務局】**

簡素化要件、要介護度は、要支援 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5、有効期間は一律 48 か月とする。適用開始は令和 8 年 4 月 1 日以降の審査会審査分からとする。今回の決定については、本日出席していない委員には改めて周知する。

**議事 5 その他**

**【議長】**

その他、事務局からあるか。

【事務局】

資料 5 に基づき説明。

以上のとおり令和 7 年度春日井市介護認定審査会連絡会議の議事録の経過及びその結果を明確にするために、この議事録要旨を作成し、会長及び会長から指名した委員が署名する。

令和 8 年 3 月 4 日

会 長 福田 博司

会長から指名した委員 近藤 慎子